

2025年6月25日

「LT会」会報第25-06号(総275号)

上海良图商务咨询有限公司(LTCC)

業務目的によって異なる見本品の税務対応

ビジネス活動の展開、マーケティング活動、顧客開拓の過程において、見本品は重要な役割を果たしています。企業が見本品を販売または無料提供することで製品性能をアピールし、販路を開拓することは、一般的な商業慣行となっています。今回の会報では、業務目的によって異なる見本品の税務上の取扱いについて分析・解説します。

まず、『増値税暫行条例実施細則』の規定によれば「自ら生産、委託加工、または購入した貨物を無償で他の単位や個人に譲渡した場合、販売とみなす」こととなります。税務上の「販売とみなす」とは、本来販売取引ではない行為を、税務上では販売行為とみなし、通常の販売・売上と同様に増値税や企業所得税などの納税義務が生じる状況を指します。その主な狙いは、納税者が非販売形式で商品や資産を移転することにより納税義務を逃れることを防ぐことにあります。

➤ ケース1：自社製品または外部調達品を見本品として**中国国内の顧客**に無償提供する場合

貨物種類	増値税	企業所得税
自社製品	販売とみなして増値税を申告・納付する場合の売上額の確認順位： ① 当該企業における最近の同種貨物の平均販売価格 ② 市場における同種貨物の平均販売価格 ③ 原価 × (1+原価利益率)	販売とみなして企業所得税課税対象となる。
外部調達品	販売とみなして増値税を申告・納付し、売上額は実際の仕入原価を基準とする。	

➤ ケース2：見本品を中国国内から**海外顧客**に輸出する場合

通関方法	増値税（消費税）	企業所得税
一般貿易	<u>仕入時に増値税専用発票を取得している場合、</u>	収益と原価を申告する。
貨物見本広告品	①顧客から外貨を受け取る場合：輸出還付税の申請が可能、または免税を申請することも可能。 ②顧客から外貨を受け取らない場合：免税を申請し、増値税（仕入税額）を転出処理する	(1)顧客から外貨を受け取る場合、収益と原価を申告する。 (2)顧客から外貨を受け取らない場合、販売とみなして企業所得税

	<u>仕入時に増値税専用発票を取得していない場合、販売とみなして増値税を申告する。</u>	課税対象となる。
速達貨物の一括申告	販売とみなして増値税を申告する。	販売とみなして企業所得税課税対象となる。

事例解説：

貿易会社 A は 113 円で外部調達品を購入し、増値税専用発票（うち、税抜価格は 100 元、増値税（仕入税額）は 13 元）を入手した。一般取引においては、貿易会社 A は本商品を販売価格 226 元（うち、税抜価格は 200 元、増値税（売上税額）は 26 元）で販売する。本商品を他の業務シナリオに用いた場合の税務取扱いは以下の通りとなる。

通貨：人民币元

業務シナリオ	増値税（消費税）	企業所得税
中国国内の顧客に無償提供	◇ 販売とみなす売上税額：26 元 ◇ 控除可能な仕入税額：13 元	販売費用：113 元 販売とみなした場合の収益：200 元 販売とみなした場合の原価：100 元
速達貨物の一括申告	◇ 実納付税額：13 元	
一般貿易または貨物見本広告品としての輸出（外貨受領しない）	免税適用可能： ・輸出時に増値税免除 ・仕入段階の仕入税額が還付不可 ・将来にわたって当該仕入税額の控除不可 輸出還付税の適用不可	
一般貿易または貨物見本品としての輸出（外貨受領）	免税適用可能： ・輸出時に増値税免除 ・仕入段階の仕入税額は還付不可 ・将来にわたって当該仕入税額の控除不可	収益：200 元 原価：113 元
	輸出還付税適用可能： ・輸出時に増値税免除 ・仕入時に支払った増値税 13 元を還付可能	収益：200 元 原価：100 元

参考文書：

- 『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則』第四条第八項、第十六条。
- 『中華人民共和国企業所得税法实施条例』第二十五条、《中華人民共和国企業所得税年度納税申告書（A 類、2017 年版）様式及び記載要領》（2021 年改正）、『国家稅務總局が輸出還付税に関する諸問題についての通知』【国税発〔2000〕165 号】

以上